

東松島市第2期中小企業・小規模企業振興基本計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

宮城県東松島市

目次

第1章 基本事項	1
1-1 第2期基本計画の策定趣旨	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 基本理念	2
1-4 施策の基本方針	2
1-5 計画の期間	2
第2章 本市の中小企業・小規模企業の現状	3
2-1 人口等の状況	3
2-2 産業の状況	5
2-3 雇用・労働の状況	10
2-4 市内企業景気動向調査結果（令和6年度）	12
第3章 第1期基本計画の実施状況の検証	17
3-1 第1期基本計画の実施状況	17
3-2 第1期基本計画の評価	21
第4章 計画の基本的方向	22
4-1 施策の方向性と取組の考え方	22
4-2 施策の体系	23
第5章 計画における取組	24
5-1 施策1 地元商工業の活性化	24
5-2 施策2 企業誘致の促進	26
5-3 施策3 商工業に係る人材の育成及び創業支援	27
第6章 計画の推進体制及び役割	28
6-1 各主体の役割	28
6-2 計画の進行管理	29
参考資料	30
【参考資料1】東松島市中小企業・小規模企業振興基本条例	31
【参考資料2】東松島市附属機関設置条例	32
【参考資料3】東松島市中小企業・小規模企業振興会議に関する管理運営規則	33
【参考資料4】関連計画の概要	34

第1章 基本事項

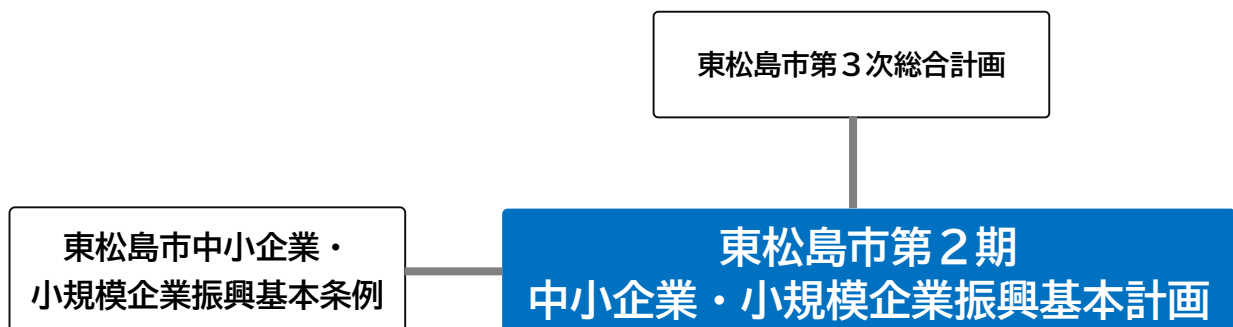
1-1 第2期基本計画の策定趣旨

市内事業者の大多数を占めている中小企業・小規模企業の振興については、本市の産業活力の源泉であり、地域経済を支える重要な存在であることから、「東松島市中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下「条例」という。）を平成29年12月に公布・施行するとともに、条例第10条に基づき、令和元年5月に「東松島市第1期中小企業・小規模企業振興基本計画」（計画期間：令和元年度～令和7年度）（以下「第1期基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模企業の振興と持続的発展のため、支援施策の総合的な推進を図ってきました。

第1期基本計画の計画期間が令和7年度で終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までを新たな計画期間とする「東松島市第2期中小企業・小規模企業振興基本計画」（以下「第2期基本計画」という。）として改訂することとし、これまでの支援施策の成果と課題を踏まえ、引き続き条例の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業者の振興が図られるよう総合的な支援施策を展開していくため策定するものです。

1-2 計画の位置付け

第2期基本計画は、「東松島市第3次総合計画」（令和8年度から令和17年度までの10か年度計画）を上位計画とし、関連する各種計画（東松島市創業支援等事業計画、東松島市経営発達支援計画等）と整合性を図るとともに、SDGs未来都市の趣旨にも沿って、住み続けられるまちづくりに寄与するよう、関係する取組を推進していきます。



1-3 基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模企業者の振興は、以下の点を基本理念とした上で推進することとしています。

- 中小企業・小規模企業の振興は、当該中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重するとともに、東松島市、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業振興団体、金融機関等及び市民が一体となって国、県その他関係機関等との連携のもとに中小企業・小規模企業の振興に資する施策を推進することを基本とする。
- 施策の推進に当たっては、創業及び事業の承継を促進するとともに、中小企業・小規模企業、起業者等が地域資源を活用及び地域の課題等の解決のため地域と協働で取り組む活動を促進するものとする。

1-4 施策の基本方針

条例第4条において、中小企業・小規模企業振興施策の実践に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うこととしています。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び健全な発展に関すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の事業承継及び創業促進への支援に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (4) 中小企業・小規模企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。
- (5) その他中小企業・小規模企業の振興に関すること。

1-5 計画の期間

第2期基本計画の期間は、上位計画である「東松島市第3次総合計画（前期基本計画）」との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会経済の変化等に対応するため、適宜、施策の改善等に努めてまいります。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第3次総合計画	前期基本計画					後期基本計画				
第2期中小企業・小規模企業振興基本計画	前期基本計画									

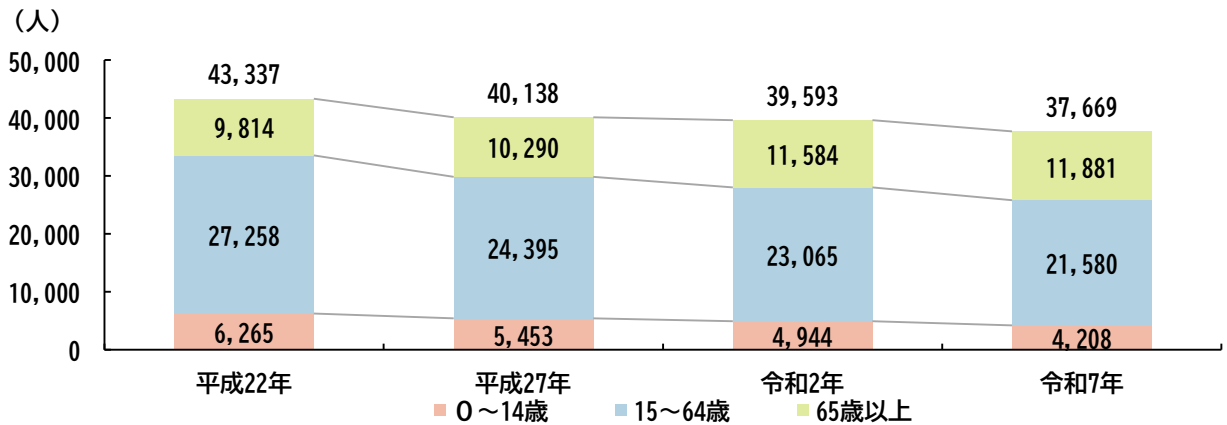
第2章 本市の中小企業・小規模企業の現状

2-1 人口等の状況

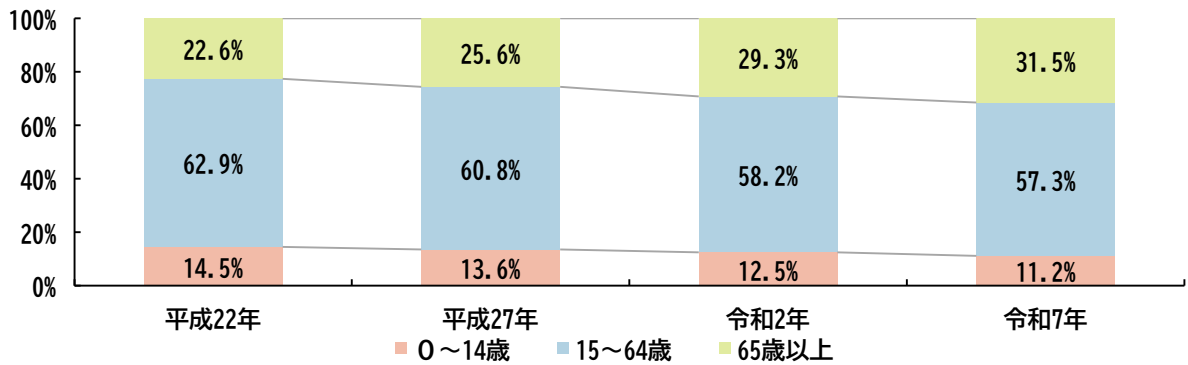
(1) 人口・世帯の推移

本市の人口は、東日本大震災により大きく減少に転じ、令和7年は37,669人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

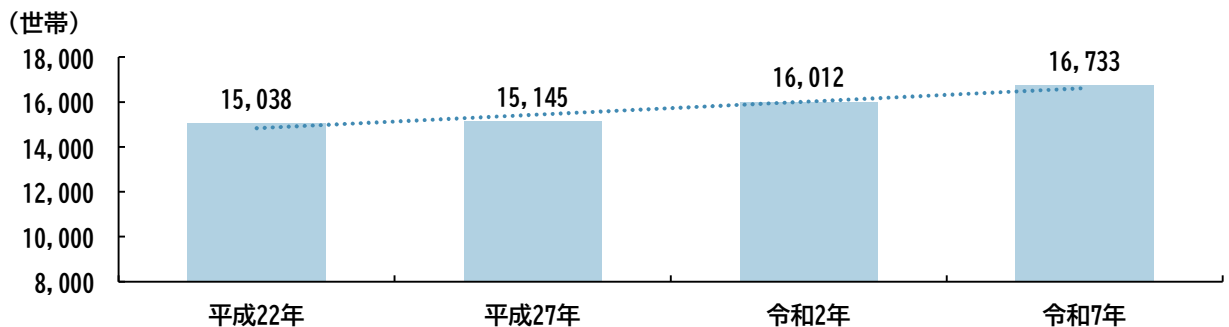
■ 図表2-1(1)1 東松島市の総人口の推移



■ 図表2-1(1)2 東松島市の年齢3区分別構成比の推移



■ 図表2-1(1)3 東松島市の世帯数の推移



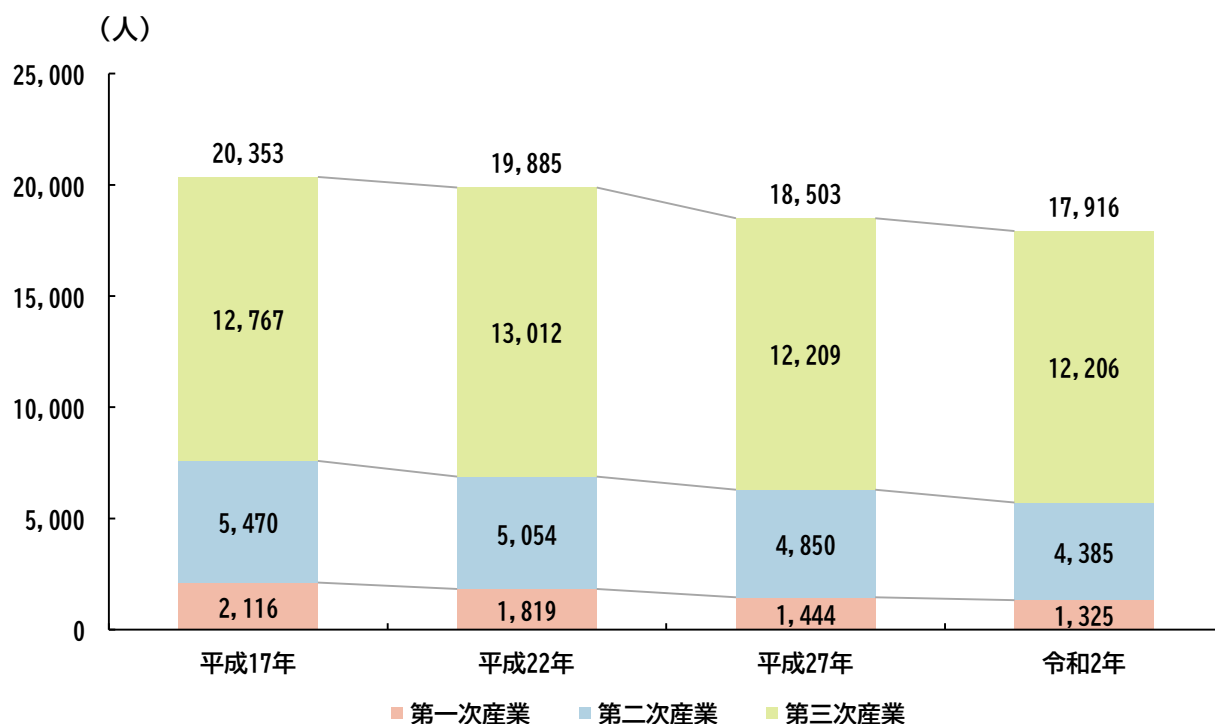
資料：住民基本台帳（毎年4月1日時点）

(2) 産業別就業者数の推移

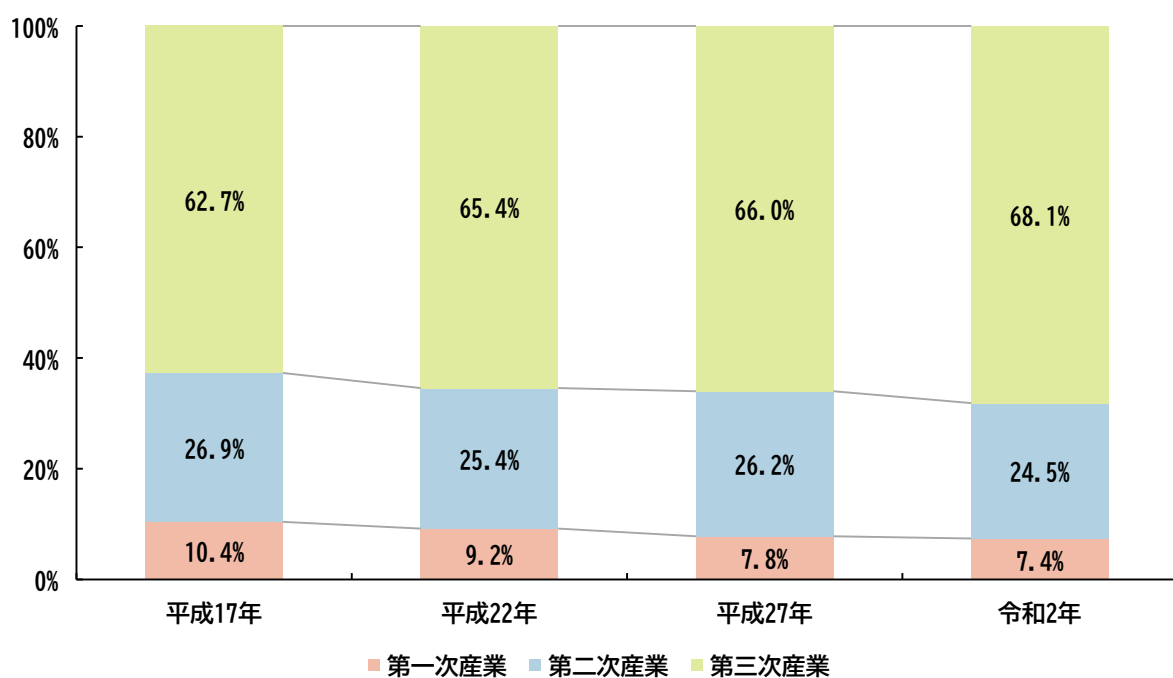
本市の産業就業別人口は、全ての産業において減少傾向が続いています。

構成比では、第一次・第二次業の割合は概ね減少傾向にありますが、第三次産業は増加傾向にあります。

■ 図表2-1(2)1 東松島市の産業別就業人口の推移



■ 図表2-1(2)2 東松島市の産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

2-2 産業の状況

(1) 実質市内総生産の推移

本市の実質市内総生産は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少し、令和4年度においては1,049億2,500万円となっています。

■ 図表2-2(1)1 実質市内総生産の推移

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東松島市	114,315	111,241	105,386	103,192	104,925
石巻圏域	788,905	746,370	712,704	675,616	659,252
宮城県	10,026,644	9,805,503	9,439,342	9,597,459	9,614,668
対圏域構成	14.49%	14.90%	14.79%	15.27%	15.92%
対県構成	1.14%	1.13%	1.12%	1.08%	1.09%

資料：宮城県 市町村民経済計算

■ 図表2-2(1)2 経済活動別実質市内総生産の割合（令和4年度）

(単位：百万円)

項目	令和4年度	構成比
1 農林水産業	2,717	2.59%
2 鉱業	0	0.00%
3 製造業	8,414	8.01%
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,478	2.36%
5 建設業	9,995	9.51%
6 卸売・小売業	10,138	9.65%
7 運輸・郵便業	8,776	8.35%
8 宿泊・飲食サービス業	1,451	1.38%
9 情報通信業	2,060	1.96%
10 金融・保険業	1,945	1.85%
11 不動産業	14,127	13.45%
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	2,538	2.42%
13 公務	19,623	18.68%
14 教育	2,826	2.69%
15 保健衛生・社会事業	12,904	12.28%
16 その他のサービス	5,080	4.83%
17 小計（1～16の計）	105,072	100.00%
18 輸入品に課される税・関税	1,538	
19 （控除）総資本形成に係る消費税	1,685	
20 市町村内総生産（17+18-19）	104,925	

(2) 事業所数・従業員数の推移

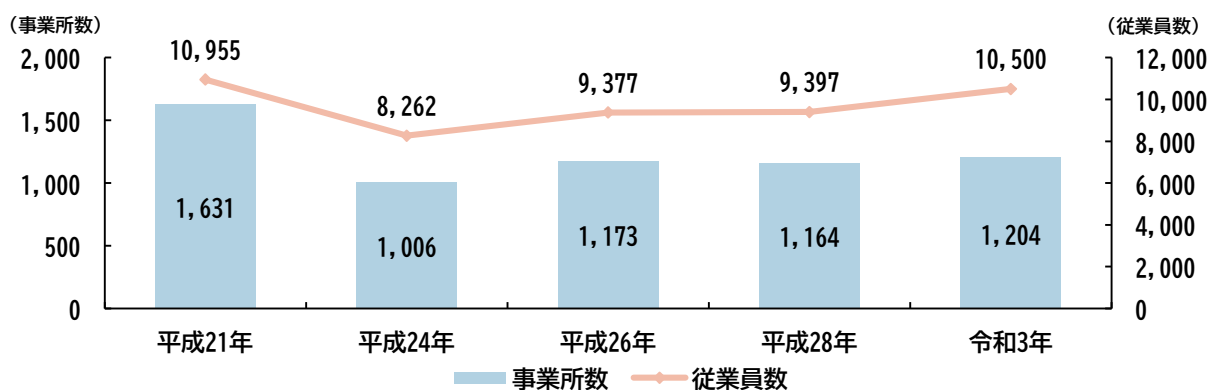
本市の事業所数は、東日本大震災後に大きく減少しましたが、直近では緩やかに増加傾向にあり、令和3年は1,204事業所となっています。

従業員数においても東日本大震災後、減少に転じましたが、直近では増加傾向にあります。

■ 図表2-2(2)1 事業所数・従業員数の推移

区分	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年	増減率 H21年→R3年
事業所数	1,631	1,006	1,173	1,164	1,204	▲26.2%
従業員数	10,955	8,262	9,377	9,397	10,500	▲4.2%

■ 図表2-2(2)2 事業所数・従業員数の推移



資料：経済センサス

(3) 従業員規模別の事業所数の推移

平成21年と令和3年の従業者規模別事業所数を比較すると、従業員数9人以下の事業所は減少している一方で、従業員数20～29人の事業所は、31.4%の増加となっています。

■ 図表2-2(3) 従業員規模別の事業所数の推移

従業員規模	平成21年	平成28年	令和3年		増減率 H21年→R3年
	事業所数	事業所数	事業所数	構成比	
1～4人	1,057	677	639	53.1%	▲39.5%
5～9人	291	216	255	21.2%	▲12.4%
10～19人	166	156	176	14.6%	6.0%
20～29人	51	53	67	5.6%	31.4%
30～49人	38	34	36	3.0%	▲5.3%
50～99人	21	19	20	1.7%	▲4.8%
100人以上	4	4	5	0.4%	25.0%
出向・派遣のみ	3	5	6	0.5%	100.0%
合計	1,631	1,164	1,204		

資料：経済センサス

(4) 産業別事業所数・従業者数の内訳（令和3年）

本市の事業所数の産業別構成比は、第三次産業が7割を超え、その内、「卸売業、小売業」が24.0%と大きな割合を占め、次いで「建設業」が14.2%と続いています。

従業者数についても、第三次産業の割合が大きく、「卸売業、小売業」が22.7%と最も大きな割合を占めています。

■ 図表2-2(4) 産業別事業所数・従業者数の内訳（令和3年）

産業大分類	事業所数		従業員数	
		構成比		構成比
一次産業	32	2.7%	450	4.3%
A, B 農林・漁業	32	2.7%	450	4.3%
二次産業	244	20.3%	2,720	25.9%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1%	0	0.0%
D 建設業	171	14.2%	1,507	14.4%
E 製造業	72	6.0%	1,213	11.6%
三次産業	957	77.1%	7,743	69.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	1	0.0%
G 情報通信業	1	0.1%	2	0.0%
H 運輸業、郵便業	34	2.8%	588	5.6%
I 卸売業、小売業	289	24.0%	2,387	22.7%
J 金融業、保険業	15	1.2%	127	1.2%
K 不動産業、物品賃貸業	84	7.0%	215	2.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業	30	2.5%	113	1.1%
M 宿泊業、飲食サービス業	124	10.3%	704	6.7%
N 生活関連サービス業、娯楽業	131	10.9%	468	4.5%
O 教育、学習支援業	29	2.4%	146	1.4%
P 医療、福祉	91	7.6%	1,960	18.7%
Q 複合サービス事業	14	1.2%	105	1.0%
R サービス業（他に分類されないもの）	85	7.1%	514	4.9%
全産業 合計	1,204	100%	10,500	100%

資料：経済センサス

(5) 中小企業者・小規模企業者数（令和3年）

中小企業基本法による定義に準じて市内の中小企業者、小規模企業者を推計すると、中小企業者が1,083事業者、小規模企業者が790事業者となり、市内事業者の大多数を中小企業者・小規模企業者が占めています。

■ 図表2-2(5) 中小企業者・小規模企業者数（令和3年）

産業大分類	事業者数総数	うち、中小企業者		
		うち、小規模企業者		割合 (b/a)
	事業者数	企業者数 (a)	企業者数 (b)	
一次産業	32	22	18	81.8%
A, B 農林・漁業	32	22	18	81.8%
二次産業	244	244	206	84.4%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1		0.0%
D 建設業	171	171	154	90.1%
E 製造業	72	72	52	72.2%
三次産業	957	817	566	69.3%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	100.0%
G 情報通信業	1	1	1	100.0%
H 運輸業、郵便業	34	34	22	64.7%
I 卸売業、小売業	289	283	170	60.1%
J 金融業、保険業	15	11	9	81.8%
K 不動産業、物品賃貸業	84	83	79	95.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	30	29	25	86.2%
M 宿泊業、飲食サービス業	124	123	89	72.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	131	127	108	85.0%
O 教育、学習支援業	29	25	20	80.0%
P 医療、福祉	91	48	17	35.4%
Q 複合サービス事業	14	6	5	83.3%
R サービス業（他に分類されないもの）	85	46	20	43.5%
合計	1,204	1,083	790	72.9%

資料：経済センサス

【中小企業者の定義】

業種	資本金 または 従業員数	
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

※中小企業者には、「会社以外の法人」「法人でない団体」を含まない。

※会社以外の法人：

独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、弁護士法人など

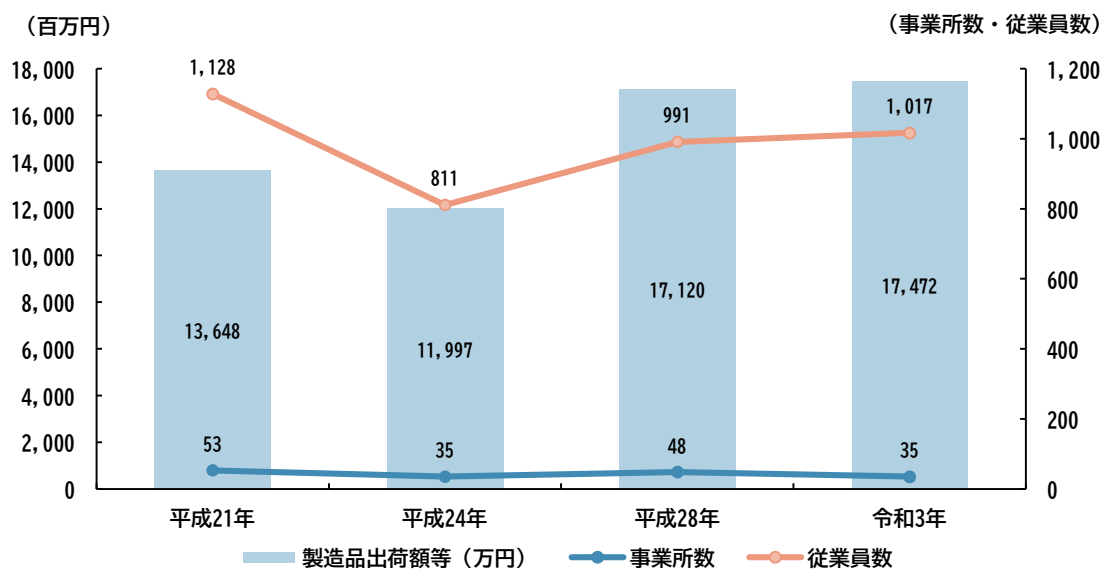
(6) 製造品出荷額の推移

本市の製造品出荷額は、令和3年が17,472百万円で、平成21年の13,648百万円と比べて28.0%増加しています。

■ 図表2-2(6)1 製造品出荷額の推移

項目	平成21年	平成24年	平成28年	令和3年	増減率 H21年→R3年
事業所数	53	35	48	35	▲34.0%
従業員数	1,128	811	991	1,017	▲9.8%
製造品出荷額等(百万円)	13,648	11,997	17,120	17,472	28.0%

■ 図表2-2(6)2 製造品出荷額の推移



資料：経済センサス

2-3 雇用・労働の状況

(1) 有効求人倍率の推移

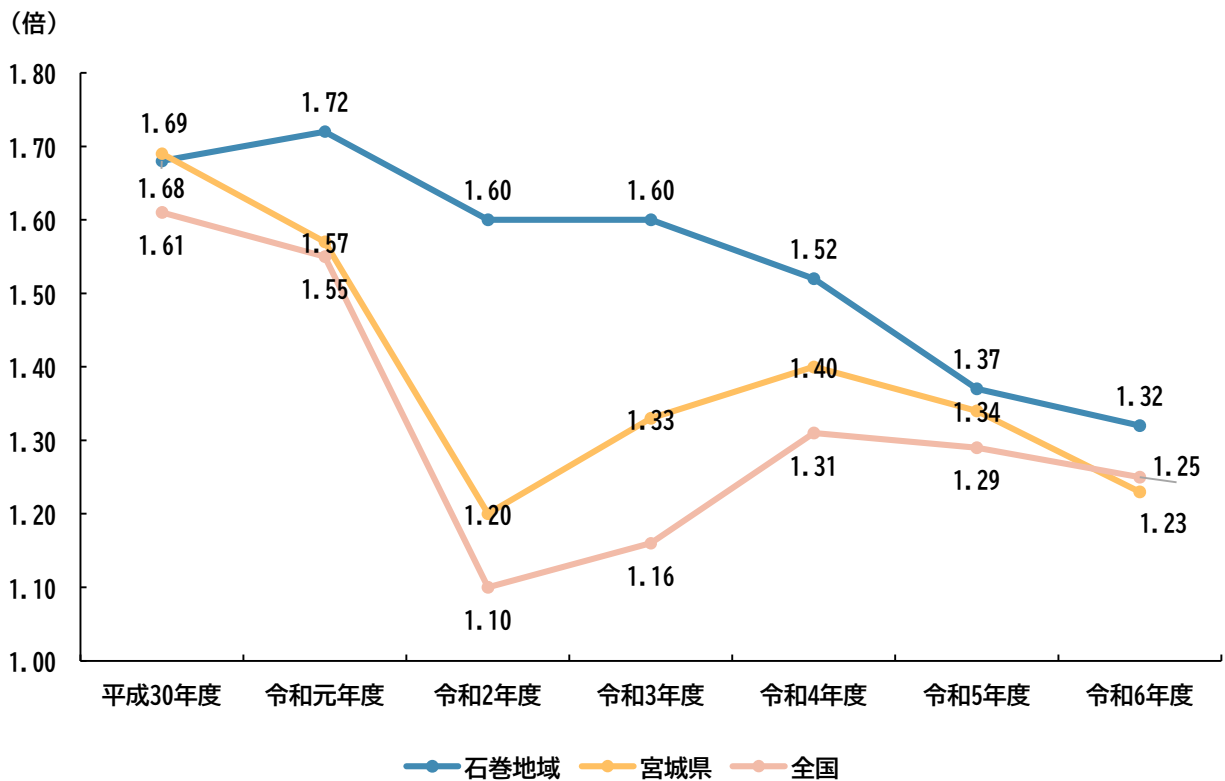
石巻地域における有効求人倍率は、全国や宮城県と比べ高い水準で推移していましたが、令和2年度以降は緩やかに減少基調となり、令和6年度は1.32倍となっています。

■ 図表2-3(1)1 有効求人倍率の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石巻地域	1.68	1.72	1.60	1.60	1.52	1.37	1.32
宮城県	1.69	1.57	1.20	1.33	1.40	1.34	1.23
全国	1.61	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25

※石巻地域：ハローワーク石巻（石巻市、東松島市、女川町）の区域

■ 図表2-3(1)2 有効求人倍率の推移



資料：宮城労働局

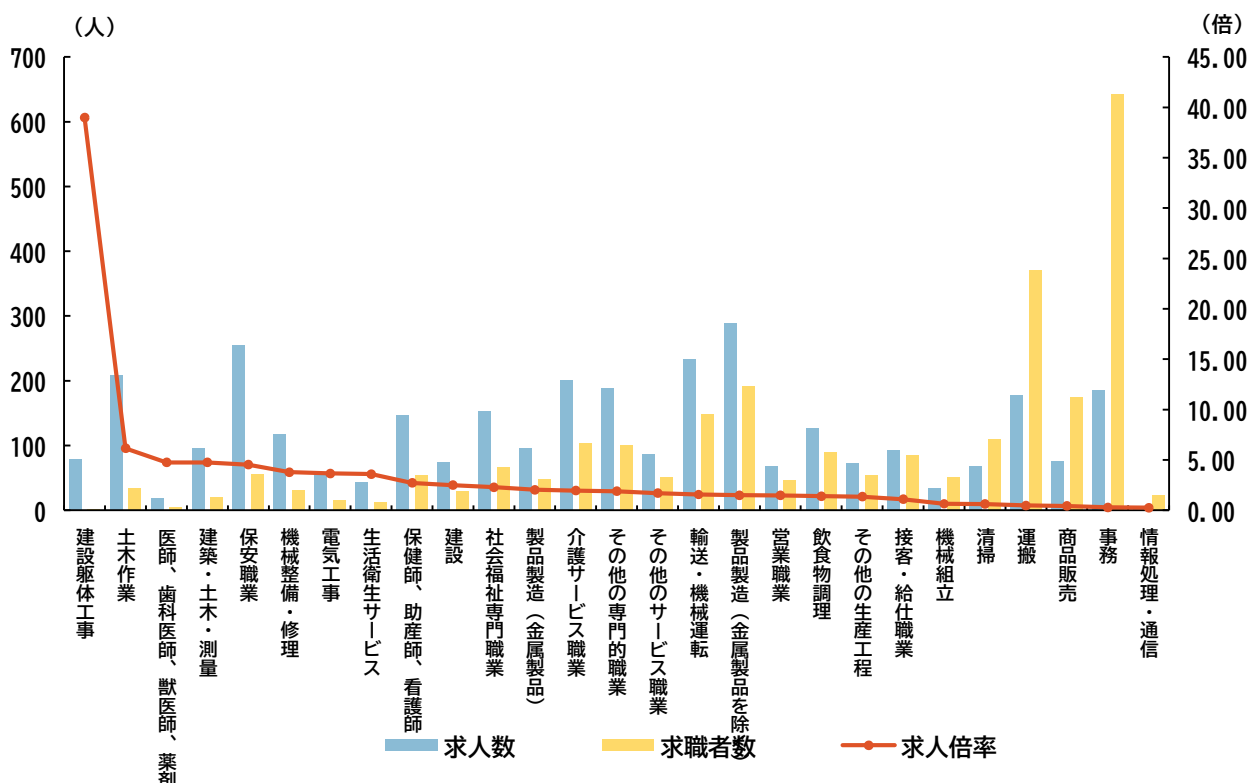
(2) 求人・求職のバランス（令和7年7月）

石巻地域における求人・求職のバランス（令和7年7月）のうち、最も求人倍率が高い職種は「建設躯体工事」の39.0倍で、最も求人倍率が低い職種は「情報処理・通信」の0.25倍となっています。

■ 図表2-3(2)1 求人・求職のバランス（令和7年7月）

項目	求人人数	求職者数	求人倍率
建設躯体工事	78	2	39.00
土木作業	209	34	6.15
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	19	4	4.75
建築・土木・測量	95	20	4.75
保安職業	254	56	4.54
機械整備・修理	117	31	3.77
電気工事	55	15	3.67
生活衛生サービス	43	12	3.58
保健師、助産師、看護師	147	54	2.72
建設	75	30	2.50
社会福祉専門職業	153	67	2.28
製品製造（金属製品）	96	47	2.04
介護サービス職業	201	103	1.95
その他の専門的職業	189	100	1.89
その他のサービス職業	87	51	1.71
輸送・機械運転	233	149	1.56
製品製造（金属製品を除く）	289	192	1.51
営業職業	68	46	1.48
飲食物調理	126	90	1.40
その他の生産工程	73	54	1.35
接客・給仕職業	92	84	1.10
機械組立	33	51	0.65
清掃	68	110	0.62
運搬	178	371	0.48
商品販売	76	175	0.43
事務	185	643	0.29
情報処理・通信	6	24	0.25

■ 図表2-3(2)2 求人・求職のバランス（令和7年7月）



2-4 市内企業景気動向調査結果（令和6年度）

東松島市商工会では、東松島市経営発達支援計画（東松島市、東松島市商工会）に基づき、毎年度、市内の景気動向を調査・分析しています。

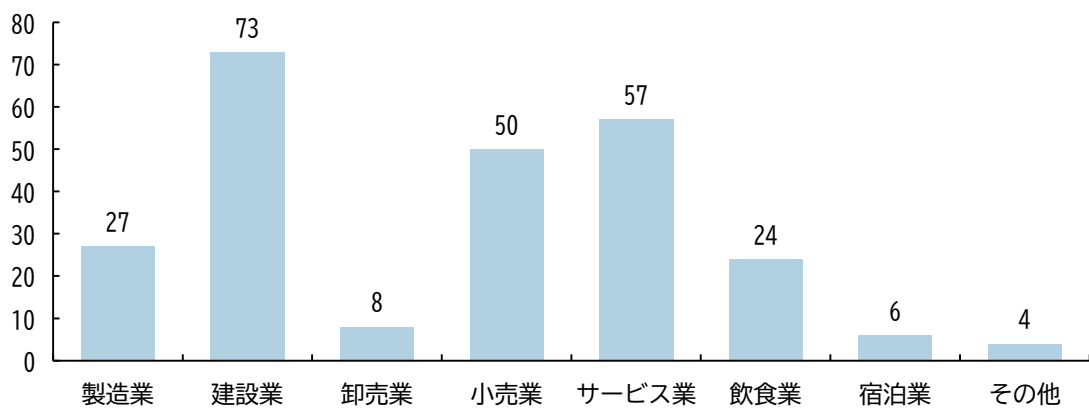
■ 調査概要

実施主体	東松島市商工会
調査対象	東松島市商工会会員 約700事業者
調査期間	令和6年10月～令和7年2月
回答数	249事業所

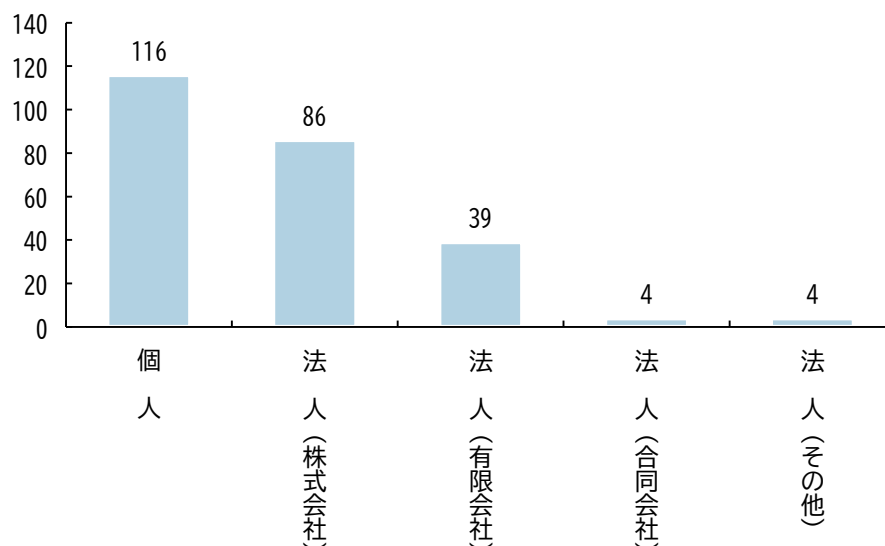
【設問1】企業概況

全体(N) = 249

(1) 業種

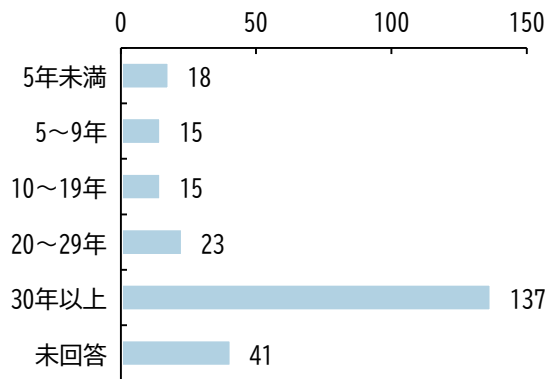


(2) 企業形態



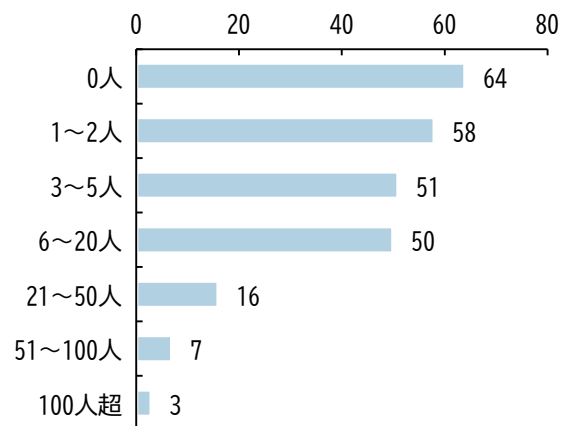
(3) 業歴

項目	回答数	割合
5年未満	18	7.2%
5～9年	15	6.0%
10～19年	15	6.0%
20～29年	23	9.2%
30年以上	137	55.0%
未回答	41	16.5%
合計	249	100.0%



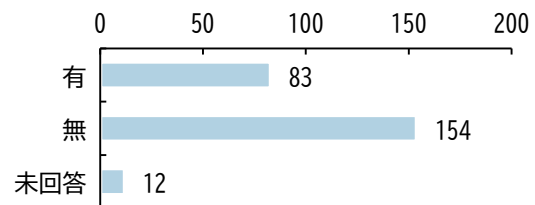
(4) 従業員数

項目	回答数	割合
0人	64	25.7%
1～2人	58	23.3%
3～5人	51	20.5%
6～20人	50	20.1%
21～50人	16	6.4%
51～100人	7	2.8%
100人超	3	1.2%
合計	249	100.0%



(5) 後継者数

項目	回答数	割合
有	83	33.3%
無	154	61.8%
未回答	12	4.8%
合計	249	100.0%

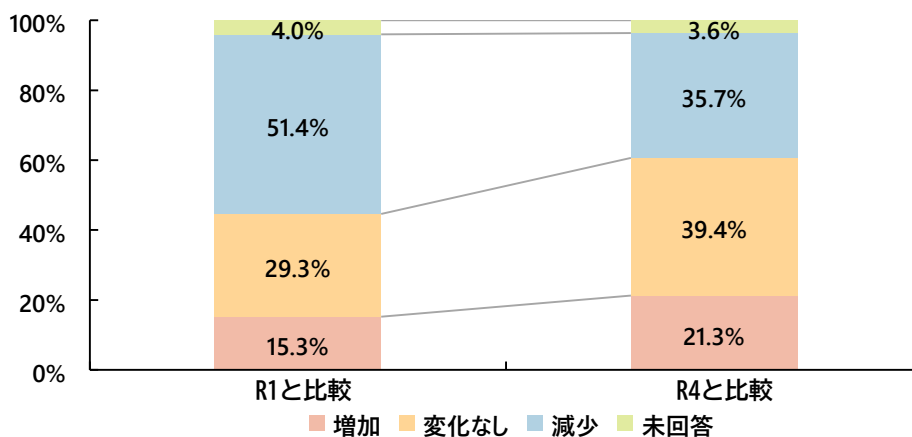


- 【設問2】 ① コロナ前(令和元年) と比べた今年度(令和6年) 売上等の状況
 ② コロナ5類以降前(令和4年) と比べた今年度(令和6年) 売上等の状況

(1) 売上高

項目	①R1 と比較	②R4 と比較	①割合	②割合
増加	38	53	15.3%	21.3%
変化なし	73	98	29.3%	39.4%
減少	128	89	51.4%	35.7%
未回答	10	9	4.0%	3.6%
合計	249	249	100.0%	100.0%

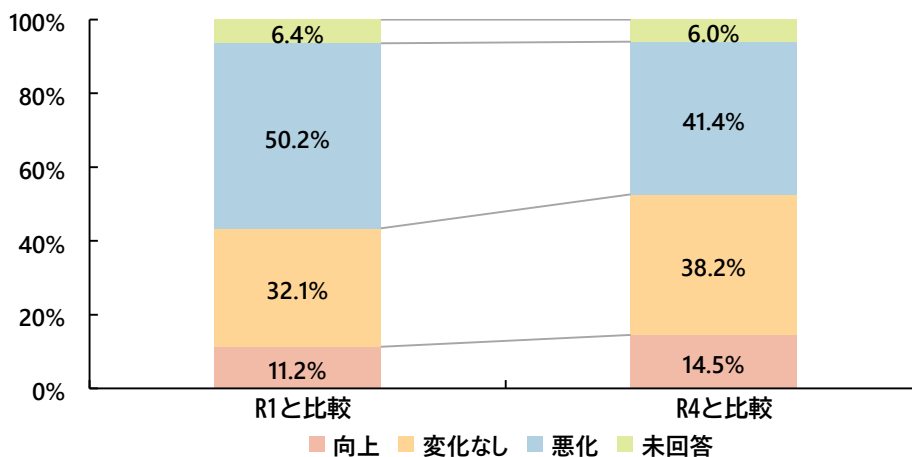
■ 図表2-4(2)1 売上高の状況



(2) 営業利益

項目	①R1 と比較	②R4 と比較	①割合	②割合
向上	28	36	11.2%	14.5%
変化なし	80	95	32.1%	38.2%
悪化	125	103	50.2%	41.4%
未回答	16	15	6.4%	6.0%
合計	249	249	100.0%	100.0%

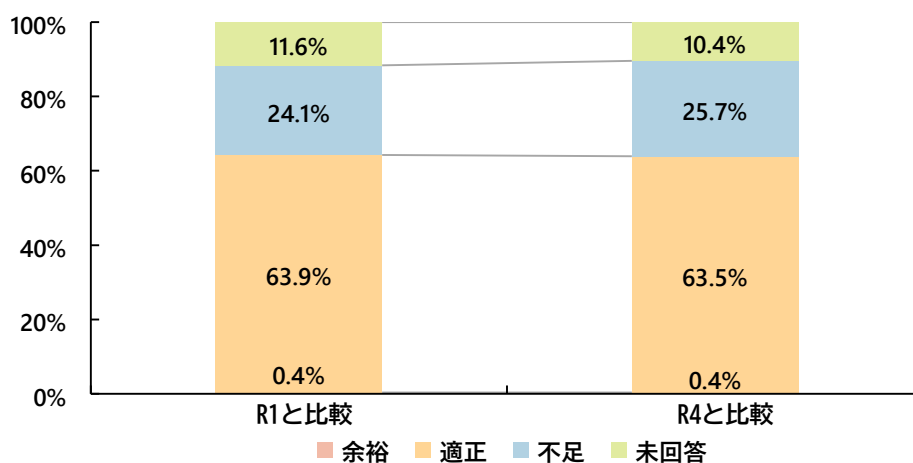
■ 図表2-4(2)2 営業利益の状況



(3) 雇用

項目	①R1 と比較	②R4 と比較	①割合	②割合
余裕	1	1	0.4%	0.4%
適正	159	158	63.9%	63.5%
不足	60	64	24.1%	25.7%
未回答	29	26	11.6%	10.4%
合計	249	249	100.0%	100.0%

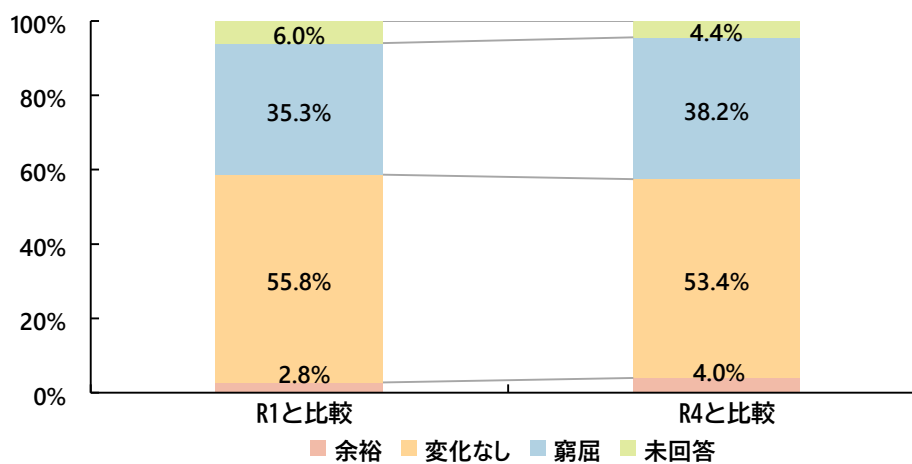
■ 図表2-4(2)3 雇用の状況



(4) 資金繰り

項目	①R1 と比較	②R4 と比較	①割合	②割合
余裕	7	10	2.8%	4.0%
変化なし	139	133	55.8%	53.4%
窮屈	88	95	35.3%	38.2%
未回答	15	11	6.0%	4.4%
合計	249	249	100.0%	100.0%

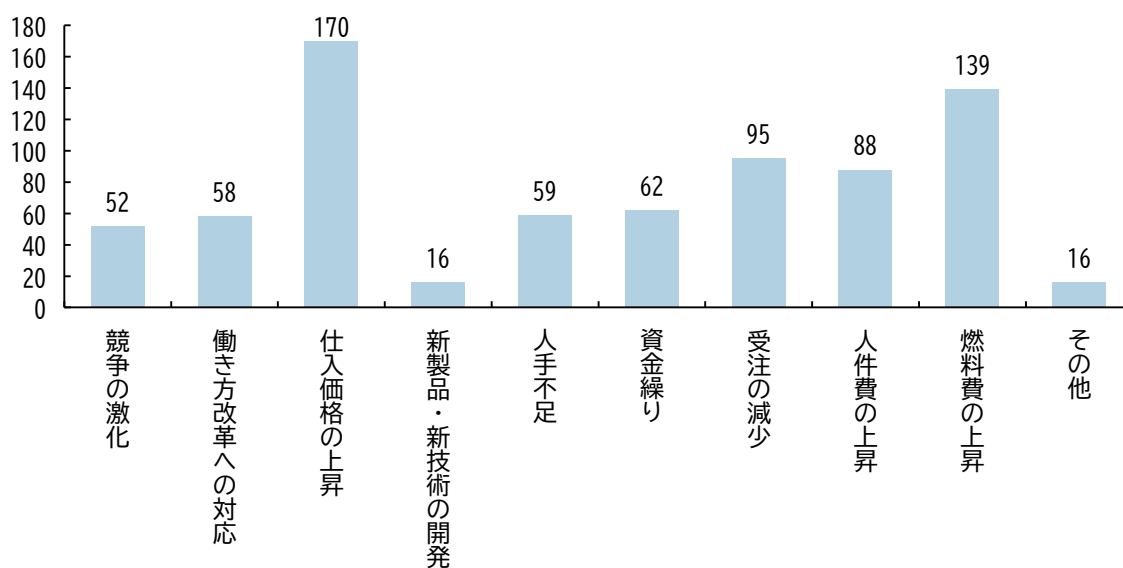
■ 図表2-4(2)4 資金繰りの状況



【設問3】現在直面している経営上の問題点（複数回答）

業種	回答数	割合
競争の激化	52	6.9%
働き方改革への対応	58	7.7%
仕入価格の上昇	170	22.5%
新製品・新技術の開発	16	2.1%
人手不足	59	7.8%
資金繰り	62	8.2%
受注の減少	95	12.6%
人件費の上昇	88	11.7%
燃料費の上昇	139	18.4%
その他	16	2.1%
合計	755	100.0%

■ 図表2-4(3) 経営上の問題点



<考 察>

東松島市内事業者の売上等の状況をみますと、コロナ前(令和元年)、5類移行前(令和4年)と比べ、売上が「増加した」事業者がそれぞれ38事業所、53事業所と増加しており、コロナ禍より回復傾向にあることがうかがえます。

また、雇用については、コロナ前(令和元年)、5類移行前(令和4年)と比べ「適正」がそれぞれ159事業所、158事業所であり、雇用状況に落ち着きがみられる状況にあります。

一方、直面している経営上の問題点は「仕入価格の上昇」「燃料費の上昇」が高く、次に「受注の減少」が続いています。

第3章 第1期基本計画の実施状況の検証

3-1 第1期基本計画の実施状況

本市では、第1期基本計画の推進に当たり、東松島市第2次総合計画後期基本計画を上位計画とし、東松島市人口ビジョン第2期総合戦略、東松島市創業支援等事業計画、東松島市経営発達支援計画等の関連計画と連動しながら各種支援施策を実施してきました。

<第1期基本計画の主な指標（実績）>

■ 東松島市第2次総合計画後期基本計画

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
市内の新規雇用者数	40	68	33	70	98	75	344	68.8	A

■ 東松島市人口ビジョン第2期総合戦略

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
市内の新設・増設事業所数	10	14	15	24	15	23	91	18.2	A

■ 東松島市創業支援等事業計画

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
新規創業者数	7	9	13	21	11	20	74	14.8	A

<評価基準>

評価基準	評価
目標を達成することができた（100%）	A
目標を概ね達成することができた（80%～99%）	B
目標を半分程度達成することができた（30%～79%）	C
目標をほとんど達成することができなかった（30%未満）	D

施策1 地元商工業の活性化

中小企業・小規模企業の経営基盤の強化と健全な発展を促進するため、東松島市商工会と連携した事業者支援（東松島市経営発達支援計画に基づく経営発達支援事業）を行うとともに、中小企業育成融資等の金融支援策により、様々な経営支援施策を実施しました。

また、関係機関と連携し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、合同企業説明会等により、雇用確保支援を実施しました。

（主要事業1）魅力と活力のある商工業の振興

■ 経営発達支援事業（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
事業計画策定セミナー	(回)	1	1	1	1	1
事業計画策定個別相談会	(回)	4	1	2	1	4
事業計画策定件数	(件)	50	33	30	24	28

■ 金融支援事業（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
東松島市中小企業育成融資	(件)	11	36	69	69	89
	(円)	63,430,000	272,890,000	473,360,000	406,510,000	590,680,000
東松島市小規模事業者経営改善資金融資利子補給	(件)	12	20	25	36	38
	(円)	119,500	377,900	496,500	887,700	1,222,200

（主要事業2）労働環境の整備と多様なニーズに対応した就労支援

■ 雇用確保支援事業（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
東松島市合同企業説明会	(回)	1	1	1	2	2
石巻圏域合同企業説明会	(回)	2	3	1	1	1
石巻圏域高校生向け合同企業説明会	(回)	1	1	-	1	1

施策2 企業誘致の推進

産業の集積による中小企業等の振興を図り、市内の働く場創出のため、宮城県と連携を図りながら企業誘致を進めており、工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行いました。

また、新たな産業用地の開発として柳の目北工区の開発・整備を進め、自動車関連企業の立地を支援しました。

(主要事業1) トップセールス等による企業誘致推進

■ 企業誘致推進事業（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
企業訪問件数	(件)	37	120	176	131	119
企業立地促進奨励金	(件)	3	5	8	11	11
	(円)	5,137,000	8,636,000	13,028,000	14,397,000	15,715,000

■ 主な新規立地企業（実績）

ひびき工業団地	(株)サワ第4工場（令和4年2月操業開始）
グリーンタウンやもと工業団地	マルヒ食品(株)東松島工場（令和6年2月操業開始） (株)サワ第5工場（令和6年9月操業開始）
みそら工業団地	まるせい商運(株)（令和6年6月操業開始）

■ 企業立地セミナー（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
東京セミナー (参加企業・参加者)	(社)	-	-	69	157	126
	(人)	-	-	101	247	214
名古屋セミナー (参加企業・参加者)	(社)	-	-	79	135	120
	(人)	-	-	132	244	217

(2) 柳の目北工区の開発整備と企業誘致

■ 柳の目北工区開発事業（実績）

開発区域	約3.6ha（令和4年度造成完了）
事業経緯	平成30年3月：石巻地方拠点都市地域基本計画 同意（柳の目地区開発事業） 令和元年12月：地権者説明会 令和2年4月：測量調査等 令和3年3月：造成工事 令和4年10月：造成工事完了、引渡し
立地企業	3社 ・宮城日野自動車(株)石巻営業所（令和5年6月営業開始） ・ネットトヨタ仙台(株)石巻港インター店（令和5年7月営業開始） ・日産プリンス宮城販売(株)石巻港インター店（令和5年8月営業開始）

施策3 商工業に係る人材の育成

関係機関と連携し、市内で新たに起業・創業を希望する者に対して、創業までの段階に応じた伴走型の支援（創業セミナー、相談会、アドバイザー派遣支援等）を行い、商工業に係る新たな担い手の発掘・育成支援を実施しました。

(1) 地域の商工業を支える担い手の育成と創業支援

■ 各種相談・アドバイザー（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
ワンストップ相談窓口	(件)	21	23	24	60	54
宮城県よろず支援拠点相談会	(件)	-	14	6	7	11
創業支援アドバイザー	(件)	-	2	4	7	3

■ 女性向け入門セミナー（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
なでしこ開成塾	(人)	-	-	8	11	7

■ 特定創業支援等事業（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
創業チャレンジセミナー	(人)	10	26	16	17	26
創業開成塾	(人)	-	14	14	13	12

■ 補助金（実績）

実績値	(単位)	R2	R3	R4	R5	R6
創業補助金	(人)	4	8	8	2	3
	(円)	7,326,000	14,040,000	13,012,000	5,000,000	6,363,000
空き店舗補助金申請者	(人)	-	4	3	3	4
	(円)	-	2,280,000	1,450,000	780,000	1,446,000

3-2 第1期基本計画の評価

本計画を策定により、中小企業・小規模企業の振興に向けた市の役割、中小企業・小規模企業の役割、中小企業・小規模企業振興団体の役割、金融機関等の役割や施策の基本方針を示すとともに、支援施策全体を明らかにしています。

また、中小企業・小規模企業振興施策を推進するため、東松島市中小企業・小規模企業振興会議を開催し、同会議での意見交換を通じて、地域の中小企業・小規模企業の実情を把握し、事業者や支援機関の意見を広く聴取する体制が構築されています。これらは本計画策定の成果であるといえます。

各施策の評価については、目標とする各指標が全て達成されており、各種支援施策が効果的であったと評価できます。

一方で、事業者からの声として、今後見込まれるさらなる人口減少に向けた対応として、事業承継など後継者不足への対応や、人材確保・育成等の充実、足元の物価高騰等への対応が求められています。

このような意見を踏まえ、第2期基本計画においては、支援機関と緊密に連携し、人口減少等社会情勢の大きな変化を踏まえた支援に取り組んでいくとともに、各種施策が効果的に推進されるよう努めていくこととします。

<【再掲】第1期基本計画の主な指標（実績）>

■ 東松島市第2次総合計画後期基本計画

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
市内の新規雇用者数	40	68	33	70	98	75	344	68.8	A

■ 東松島市人口ビジョン第2期総合戦略

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
市内の新設・増設事業所数	10	14	15	24	15	23	91	18.2	A

■ 東松島市創業支援等事業計画

項目	目標値 (単年度)	実績値							総合評価
		R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均	
新規創業者数	7	9	13	21	11	20	74	14.8	A

第4章 計画の基本的方向

4-1 施策の方向性と取組の考え方

第2期基本計画の策定に当たり、第1期基本計画の評価を踏まえ、条例第4条に掲げる施策の基本方針に基づく3つの施策の方向性を設定します。

また、その方向性に沿って、市内企業景気動向調査や中小企業・小規模企業者の現状から判明した課題、東松島市中小企業・小規模企業振興会議からの意見を踏まえ、5つの取組（主要事業）を設定します。

なお、3つの方向性と5つの取組は上位計画である東松島市第3次総合計画前期基本計画のまちづくりの方向性「産業と活力のある住みたくなるまち」と連動するものとします。

東松島市中小企業・小規模企業振興基本条例 第4条 基本方針

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び健全な発展
- (2) 中小企業・小規模企業の事業承継及び創業促進への支援
- (3) 中小企業・小規模企業の人材育成及び雇用の安定
- (4) 中小企業・小規模企業に関する調査及び情報の収集、提供等

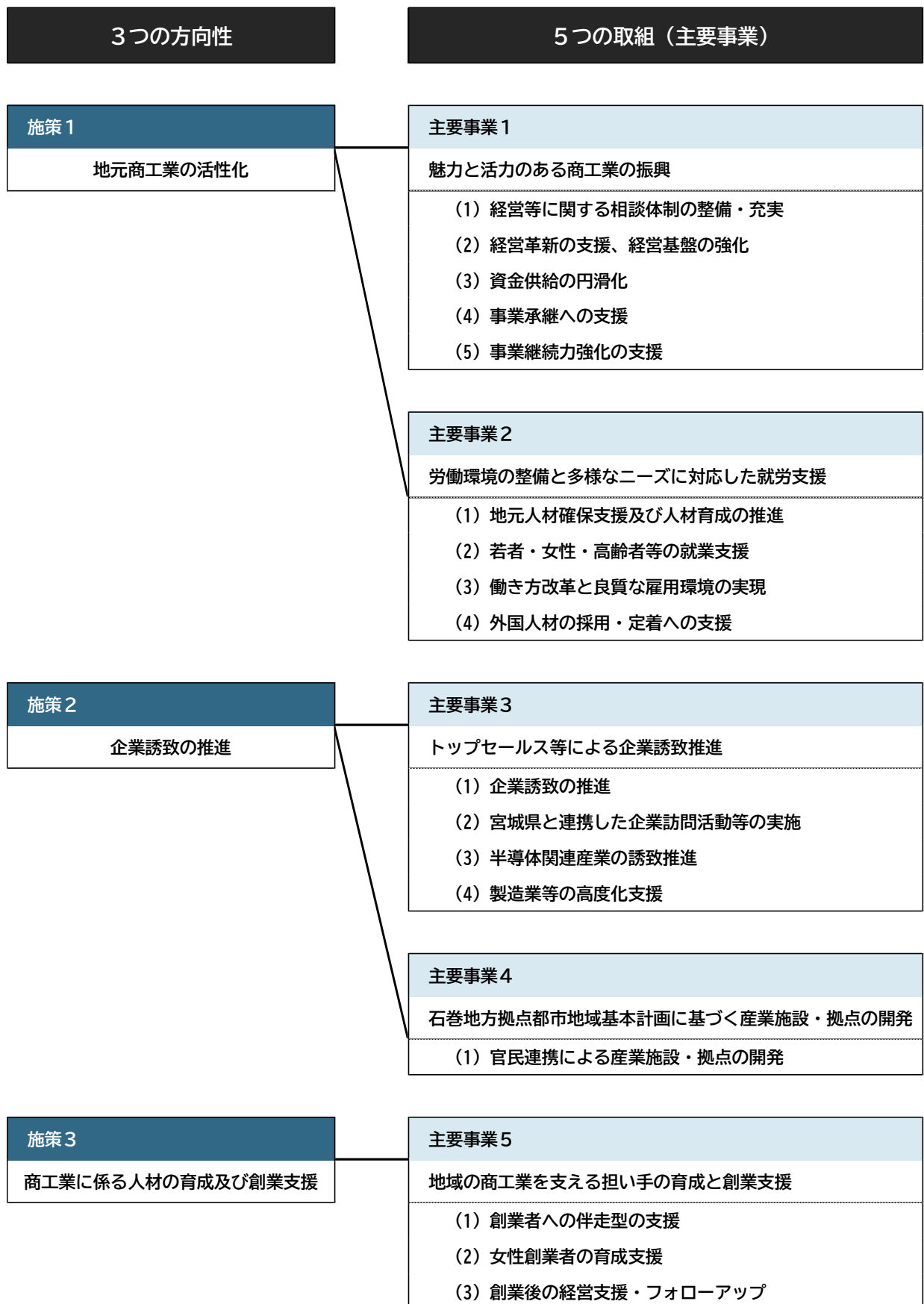
「第3次総合計画」

まちづくりの方向性
「産業と活力のある住みたくなるまち」

「第2期基本計画」

3つの方向性と5つの取組

4-2 施策の体系



第5章 計画における取組

5-1 施策1 地元商工業の活性化

社会経済状況や外部環境の変化に柔軟に対応し、成長のチャンスとなるよう、経営の革新、経営基盤の強化を促進します。あわせて、中小企業者の事業継続を支援するため、事業承継の円滑化や大規模災害等への備えに関する取組を促進します。

また、地元就職を促進するため、求職者とのマッチング機会を創出するとともに、若者や女性、子育て世帯を含めた多様な人材が働きやすい環境づくりを支援します。

(主要事業1) 魅力と活力のある商工業の振興

(1) 経営等に関する相談体制の整備・充実

- ・経営発達支援計画に基づき東松島市商工会と連携して、経営の安定化、事業拡大、販路構築等の各種相談に対応する窓口の整備を行います。
- ・経営支援アドバイザーや宮城県よろず支援拠点等の支援団体と連携しながら生産性向上等の経営課題に対する助言や専門家等によるフォローアップ等、総合的な支援を行います。

(2) 経営革新の支援、経営基盤の強化

- ・地域における商工業の発展や事業者の経営改善等のため、東松島市商工会の活動に対して支援します。
- ・地域資源や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業を支援します（東松島経営大賞）。
- ・市場ニーズの把握、販売戦略に向けたマーケティング活動を支援するとともに、競争力強化を図るため、宮城県よろず支援拠点等の支援機関による伴走型支援事業を行います。

(3) 資金供給の円滑化

- ・経営環境の変化や社会情勢の変化により、経営が不安定となっている事業者に対し、事業を継続するために必要な資金を、民間金融機関を通じ低金利で融資します（中小企業育成融資）。
- ・円滑な資金供給のため、事業者が負担する信用保証料を市が負担し、事業者の負担軽減を図ります。また、小規模事業者経営改善資金の利子を一部補給し、小規模企業者の負担軽減を図ります。

(4) 事業承継への支援

- ・東松島市商工会や宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、個別相談会を開催する等、事業承継に向けた各種施策を実施します。
- ・本市で開設した継業バンクの周知に努め、継ぎたい意思のある事業者と継ぎたい意欲のある事業者のマッチング支援をしていきます。

(5) 事業継続力強化の支援

- ・自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、周知・広報による啓発活動を行うとともに、事業継続力強化計画（BCP計画）の策定支援を行います。
- ・本市が連携協定を結ぶ各種損害保険会社と連携し、BCP策定支援セミナーや個別相談等、BCP策定に関する事業者の意識向上を図っていきます。

（主要事業2）労働環境の整備と多様なニーズに対応した就労支援

(1) 地元人材確保支援及び人材育成の推進

- ・宮城労働局と締結した雇用対策協定に基づき、ハローワーク石巻や関係機関と連携し、地元人材と地元企業のマッチングを図る合同企業説明会等を開催します。
- ・デジタル化やDXの推進に貢献できる人材の育成を支援するため、宮城県産業技術総合センター等と連携し、AI・IoT活用の体験会の実施等、取組を推進します。

(2) 若者・女性・高齢者等の就業支援

- ・新規学卒者等の就職と地元企業の人材確保を支援するため、ハローワーク石巻等と連携して合同企業説明会を開催します。
- ・出産や子育て等により離職した女性の再就職支援を行うため、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターと連携し、女性の再就職支援を行う出張相談会を開催します。
- ・ハローワーク石巻やみやぎシゴトサポートセンター石巻と連携し、中高年齢者、高齢者等、一人一人の状況に応じた就職支援を行います。また、高齢者の健康増進と生きがいの充実を図るため、高齢者の働く場を提供するシルバー人材センターの活動に対して支援します。

(3) 働き方改革と良質な雇用環境の実現

- ・ハローワーク石巻とともに、働き方改革の機運醸成に取り組み、時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得の推進を含め、多様で柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備を促進します。
- ・女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ることにより、両立支援等の充実した職場環境づくりを促進します。

(4) 外国人材の採用・定着への支援

- ・宮城県が運営する「Work in MIYAGI」の事業を通じ、外国人材を必要とする事業者への受け入れのための相談窓口の紹介や入社後の教育サポート等、定着のための必要な支援を県と連携して行います。
- ・外国人材の受入に関する様々な知識を習得し、理解を深めるため、東松島市商工会等と連携し、セミナーの実施等、取組を推進します。

5-2 施策2 企業誘致の促進

市内経済を安定的に成長させるとともに、市内事業所への市民の雇用の場確保を図るため、宮城県と連携し、さらなる企業誘致、集積を進めます。

また、市内産業用地の減少に伴い、新たな産業用地の整備に向けて、官民連携による取組を進めます。

(主要事業3) トップセールス等による企業誘致推進

(1) 企業誘致の推進

- ・本市への企業立地を進めるため、宮城県と連携し、企業訪問等によるトップセールス等を展開し、市内工業団地への誘致を進めます。
- ・工場等の新增設を伴う事業者に対し、企業立地優遇制度に基づく企業立地促進奨励金等を交付します。

(2) 宮城県と連携した企業訪問活動等の実施

- ・宮城県産業立地推進課に職員を継続して派遣し、宮城県と連携した企業訪問活動を実施します。
- ・派遣した職員と定期的に情報交換会を実施し、宮城県の企業誘致・立地状況等の現状を共有するとともに、様々な業界の動向を探求します。

(3) 半導体関連産業の誘致推進

- ・宮城県が令和7年3月に策定した「みやぎ半導体産業振興ビジョン」の取組を本市においても推進し、半導体産業の重要拠点（みやぎシリコンバレー）の一角となる取組を推進します。
- ・本市が参画する東北地域の産学官の連携体「東北半導体エレクトロニクスコンソーシアム（T-Seeds）」の取組を通じ、半導体関連人材の裾野拡大や基盤強化・発展に向けた取組を推進します。

(4) 製造業等の高度化支援

- ・宮城県産業技術総合センターとの連携・協力のもと、技術開発の促進等、高付加価値化への取組を支援します。
- ・令和6年4月に運用を開始した次世代放射光施設「Nano Terasu（ナノテラス）」について、宮城県産業技術総合センターや関係機関と連携しながら、事業者の利用促進を支援します。

(主要事業4) 石巻地方拠点都市地域基本計画に基づく産業施設・拠点の開発

(1) 官民連携による産業施設・拠点の開発

- ・新たな産業施設・拠点の整備・開発に向けて、石巻地方拠点都市地域基本計画への位置付けを図りながら、官民連携による取組を進めます。

5-3 施策3 商工業に係る人材の育成及び創業支援

起業・創業は、地域産業に刺激を与え、地域経済の活性化に繋がることから、相談窓口の設置やセミナー・相談会の開催など、創業期のステージに応じたきめ細かな伴走型の支援により、起業・創業を促進します。

（主要事業5）地域の商工業を支える担い手の育成と創業支援

（1）創業者への伴走型の支援

- ・本市や東松島市商工会にワンストップ相談窓口を設け、創業を目指す方に対し、支援施策や支援機関を紹介するとともに、各支援機関と連携して支援を行います。
- ・起業・創業の準備段階から事業化までの各段階において、関係機関と連携した支援により、各段階における特定創業等支援セミナーや個別相談会等を開催します。
- ・創業希望者の様々な相談に柔軟に対応できるよう、経営の専門家（経営士、税理士、中小企業診断士等）に市創業支援アドバイザーを依頼し、個別の相談支援を行います。
- ・創業期の初期投資に対する支援を行うため、市独自の補助金（創業支援補助金、空き店舗等活用支援補助金）を交付します。
- ・地域おこし協力隊が創業し、地域に定着することを一層促すため、地域おこし協力隊就任初期から創業に関する情報提供を行うとともに、相談会等を開催する等、創業に向けたきめ細かな支援を行います。

（2）女性創業者の育成支援

- ・仕事と家庭を両立しながら創業を目指す女性を支援するため、女性の経営専門家（中小企業診断士等）による創業初期段階の入門セミナー等を開催します。
- ・創業を目指す女性同士が、横の繋がりと交流を深め、各々の事業に生かせるよう、女性創業者同士の交流会等を開催します。

（3）創業後の経営支援・フォローアップ

- ・創業後間もない経営者が抱える課題の解決に向けて、関係機関と連携して経営の専門家による個別アドバイス支援を行います。
- ・創業後の経営安定化や拡大に向けて、フォローアップセミナーや相談会等を開催します。

第6章 計画の推進体制及び役割

6-1 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、条例に基づき、中小企業・小規模企業振興施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、中小企業・小規模企業振興施策を推進するに当たり、積極的にその取組に関する情報を発信するよう努めます。

(2) 中小企業・小規模企業の役割

(ア) 中小企業・小規模企業は、経済的・社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めます。

(イ) 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めます。

(ウ) 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めます。

(3) 中小企業・小規模企業振興団体の役割

中小企業・小規模企業振興団体は、中小企業・小規模企業の実情を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めます。

(4) 金融機関等の役割

金融機関等は、中小企業・小規模企業からの資金需要に対して適切な対応並びに経営の改善及び向上に配慮するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めます。

(5) 教育機関の役割

教育機関は、教育活動を通じて、中小企業・小規模企業と連携した研究開発の推進及びその成果の社会への還元並びに人材の育成に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めます。

(6) 市民の役割

市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めます。

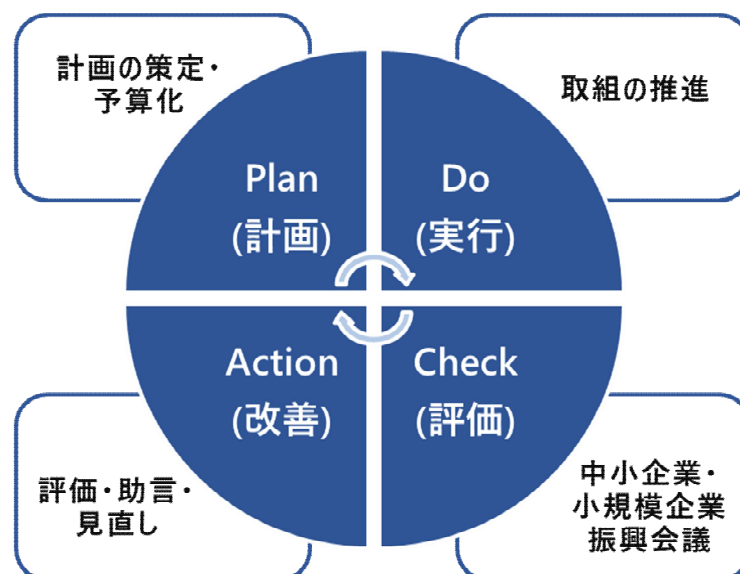
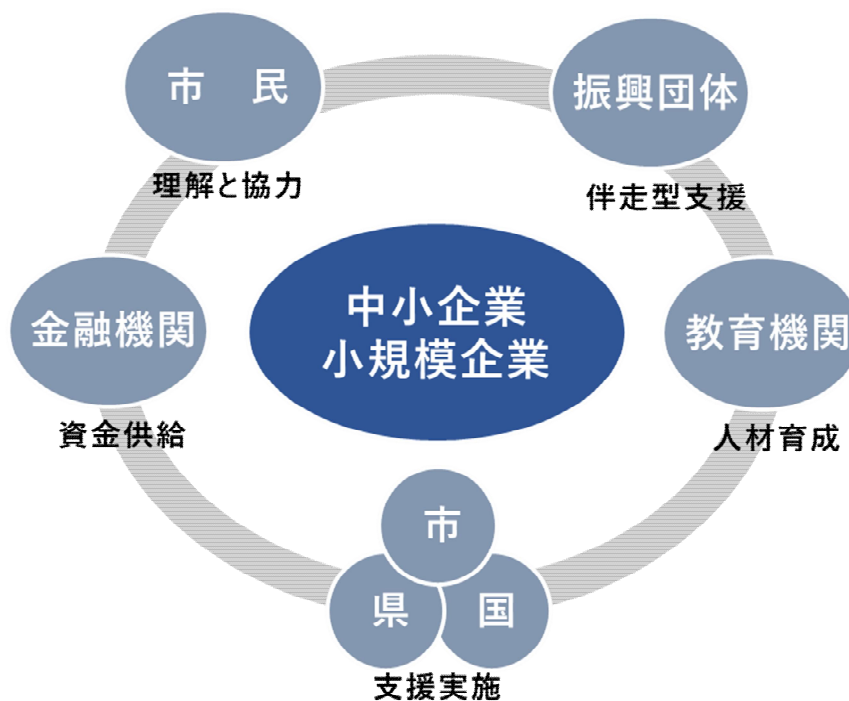
6-2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

中小企業・小規模企業振興施策を推進するため、「東松島市中小企業・小規模企業振興会議」を設置し、その会議において、第2期基本計画の進捗状況等を把握し、評価・助言するとともに適宜、実情に沿った施策の改善や、必要となる施策の検討などを行います。

(2) 計画の見直し

本計画については、5年間の計画としていますが、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化などがあった場合には、適宜、会議の検討を経て、計画の内容を見直すこととします。



参考資料

【参考資料1】東松島市中小企業・小規模企業振興基本条例

【参考資料2】東松島市附属機関設置条例

【参考資料3】東松島市中小企業・小規模企業振興会議に関する管理運営規則

【参考資料4】関連計画の概要

【参考資料1】東松島市中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成29年12月21日 条例第42号)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その経営基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業・小規模企業振興団体 商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の振興を行う団体をいう。

(3) 金融機関等 銀行、信用金庫、商工信用組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、当該中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重するとともに、市、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業振興団体、金融機関等及び市民が一体となって国、県その他関係機関等との連携のもとに中小企業・小規模企業の振興に資する施策(以下「中小企業・小規模企業振興施策」という。)を推進することを基本とする。

2 前項の施策の推進に当たっては、創業及び事業の承継を促進するとともに、中小企業・小規模企業、起業家等が地域資源を活用及び地域の課題等の解決のため地域と協働で取り組む活動を促進するものとする。

(施策の基本方針)

第4条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実践に当たっては、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び健全な発展に関すること。

(2) 中小企業・小規模企業の事業承継及び創業促進への支援に関すること。

(3) 中小企業・小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関すること。

(4) 中小企業・小規模企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。

(5) その他中小企業・小規模企業の振興に関すること。

(市の役割)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、中小企業・小規模企業振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の中小企業・小規模企業振興施策を推進するに当たり、積極的にその取組に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済的・社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業振興団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、中小企業・小規模企業からの資金需要に対して適切な対応並びに経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第10条 市は、中小企業・小規模企業振興施策について、総合的かつ計画的に推進するため、中小企業・小規模企業振興施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(基本計画の公表)

第11条 市は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

【参考資料2】東松島市附属機関設置条例

(令和2年3月12日 条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又はこれに基づく政令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関（以下「附属機関」という。）を置き、その名称、担任する事務、人数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員その他の構成員（第6条を除き、以下単に「委員」という。）は、執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては、教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては、農業委員会会長。以下次条第2項において同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員等)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査し、若しくは審議する必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、前条に定める委員のほか、特別委員又は専門委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。

2 特別委員等は、学識経験のある者その他の執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員等は、その調査又は審議が終了したときに解職され、又は解任されるものとする。

(部会)

第5条 附属機関の長は、当該附属機関の会議における特別の事項を調査し、又は審議する必要があると認めるときは、当該附属機関に部会その他のこれに類する合議制の組織（以下単に「部会」という。）を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第6条 委員（前条の部会の委員及び法令等の定めにより置かれる附属機関の委員、特別委員その他委員を含む。）は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	名称	担任する事務	人数	任期
市長	東松島市中小企業・小規模企業振興会議	東松島市中小企業・小規模企業振興基本計画について調査審議する。	10人以内	2年

【参考資料3】東松島市中小企業・小規模企業振興会議に関する管理運営規則

(令和8年3月12日 規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市附属機関設置条例(令和2年東松島市条例第21号)別表に掲げる東松島市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 中小企業・小規模企業者
- (2) 中小企業・小規模企業振興団体に属する者
- (3) 市内金融機関の職員
- (4) 宮城県東部地方振興事務所の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長等)

第3条 振興会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 振興会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会長その他の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 振興会議の庶務は、産業部商工観光課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に東松島市中小企業・小規模企業振興会議設置要綱(令和元年東松島市訓令甲第24号。以下「訓令」という。)により委員、会長及び副会長(以下「委員等」という。)に委嘱又は選任された者は、この規則に定める委員等に委嘱又は選任されたものとみなす。ただし、その任期は、訓令により委嘱又は選任された当該委員等の残任期間とする。

(東松島市企業立地審議会に関する管理運営規則の廃止)

- 3 東松島市企業立地審議会に関する管理運営規則(令和2年東松島市規則第46号)は、廃止する。

【参考資料4】関連計画の概要

関連計画名	概要
東松島市第3次総合計画	<p>行政運営の総合的な指針となり、本市のまちづくり計画の最上位の計画として位置付けられています。</p> <p>計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和8年度から令和12年度までを前期計画、令和13年度から令和17年度までを後期計画としています。</p>
東松島市創業支援等事業計画	<p>産業競争力強化法に基づき、地域における創業を促進するため、市区町村が策定し、創業支援事業者と連携して行う創業支援事業を定めています。</p> <p>(経済産業大臣及び総務大臣が認定)</p>
東松島市経営発達支援計画	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会と市町村が共同で計画を作成し、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する経営発達支援事業を定めています。</p> <p>(経済産業大臣が認定)</p>
東松島市事業継続力強化支援計画	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会と市町村が共同で計画を作成し、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業について定めています。</p> <p>(宮城県知事が認定)</p>

東松島市第2期中小企業・小規模企業振興基本計画

発行 令和8年3月
発行者 東松島市産業部商工観光課
宮城県東松島市小野字新宮前5番地
TEL 0225-82-1111
FAX 0225-87-3804